

京都市職員共済組合公告第1号

平成19年3月31日（土）をもって京都市職員共済組合組合会互選議員（以下「議員」という。）の菅原照夫が、また平成19年4月1日（日）をもって議員の吉村経樹が、それぞれ議員の職を失したため、京都市職員共済組合定款（以下「定款」という。）第19条の規定により、次のとおり選挙を執行する。

平成19年4月10日

京都市職員共済組合
理事長 星川 茂一

1 選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数

選挙区	選挙区の範囲	選挙する議員の数
第2選挙区	交通局	1
第4選挙区	消防局	1

2 選挙権及び被選挙権を有する者

平成19年4月10日（火）において現に京都市職員共済組合の組合員である者。ただし、選挙長、投票管理者及び開票管理者は、被選挙権を有しない。

3 投票の日時

平成19年4月17日（火）午前9時から午後5時まで。ただし、選挙の当日やむを得ない事情により投票を行うことができない者は、選挙長の指定する日時及び場所において投票することができる。

4 開票の日

投票の当日

5 選挙長

選挙区	氏名	補職名
第2選挙区	鈴木 隆志	交通局企画総務部職員課長
第4選挙区	吉田不二男	消防局総務部人事課長

6 立候補について

- (1) 立候補しようとする者は、文書によりその旨を当該選挙区の選挙長に届け出ること。この場合、その者の属する選挙区における20名以上の組合員の推薦が必要である。
- (2) 立候補の届出機関は、平成19年4月10日（火）から4月12日（木）までの、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 候補者がその資格を失い、若しくは辞退したとき、又は死亡したときは、平成19年4月15日（日）までに補充立候補の届出をすることができる。
- (4) 届出のあった候補者の数がその選挙区において選挙する議員の数を超えないときは、定款第12条第1項の規定により、投票は行わない。

7 投票所、開票所及び選挙会の場所
選挙長の指定する場所に設ける。

（総務局人事部厚生課）